

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県岡谷東高等学校

I いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 はじめに ～学校のいじめ防止等の対策の目指すもの～

生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸展を図りながら、社会的規範に基づき行動するという基本的観点に立ち、どの生徒も伸び伸びと生活し活動する場所がある学校づくりを進める。また、共感的な生徒理解に心がけ、個々の生徒に応じた心のふれいあいを大切にする指導の充実に努める。

絶対にいじめや暴力を許さない環境づくりに真摯に取り組み、安全のうちに安心して過ごせる学校づくりを目指していく。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

HRやクラブなどの集団においては、日常生活の中で、生徒同士の些細なトラブルが起こる可能性が高いと考えなければならない。そうした些細なトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を円滑な人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、HRなどの集団をつくることを考えたい。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「いじめ問題が発生しにくいHRやクラブの雰囲気をつくる（未然防止）」という考え方への転換が重要である。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことについて真の理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重する態度や集団を意識し行動する能力の素地を養う。
- ・生徒が学ぶ喜びを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる学習環境づくりを心がける。
- ・いじめが発生する背景に注目し、人間関係などによるストレスの要因に対し適切に対応できる能力を育むとともに、それぞれの生徒が自己の役割を実感できる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

生徒間のからかいや悪ふざけなど、いじめにつながる兆候に鋭敏に反応し、職員間の情報の共有と迅速な連携で、問題の深刻化を防ぐことができる。また、全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で、様々な場面で生徒の様子に注意を払う必要がある。その際、いじめは周囲には見えにくいものであることを認識し、からかいなどのささいな兆候であっても見逃さず、いじめに発展する可能性のある事ことを考慮し、早期の段階から適切に関わりをもつことが重要である。

また、HR担任などが一人で判断するのではなく、管理職・学年や教科担当・生活指導係・教育相談係との「報告・連絡・相談」などの連携を大切にし、情報を共有しながら適切な判断をすることが望ましい。いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを周囲の職員などに相談しやすい体制を整えるとともに、保護者や地域との連絡を密にすることを心がける。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見し、生徒・保護者などからの情報を受けた場合は、教師個人で抱え込まず、速やかに生活指導係が中心となり、組織として対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応について、平素から職員会等を通じて共通理解を図り、学年やHRなどで対応に温度差がないようにする。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めさせるとともに、いじめを受けた生徒やいじめがあることを話してくれた生徒の安全面に極力配慮し、いじめた側の生徒に対しては、事実を時系列で正確に聞き取り、いじめた側の保護者に対しても、いじめの定義なども含めて十分に学校の姿勢を説明できるよう丁寧な対応に心がける。

（４）学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わり、その生徒をできるだけ理解することで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報の共有体制を構築する。

３ いじめ問題の理解

いじめは、どの学校にもどの生徒にも起こりうる問題であることを忘れてはならない。また、いじめは生徒の心を深く傷つけ、人格形成に大きな悪影響を与える大変憂慮すべき人権問題であることを認識する。

いじめ問題の解決には、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、生徒の生活状況や心の変化を観察し、学校と保護者が共通理解のもと、しっかりと個々の生徒に関わっていくことが大切である。

また、「いじめられている」と言えない生徒の心情や「いじめているとは思わなかった」などの誤った生徒の認識をしっかりと把握し、迅速かつ適切な指導をしなければならない。

（１）いじめをとらえる視点

「いじめ」については、文科省が定めた下記の「いじめの定義」に基づき指導する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断基準は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「いじめの定義」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

（２）いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷などの嫌がらせをされる
- ・黒板や机などに「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ・衣服や靴を汚されたりする。等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われる行為と認められ、早期に警察相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（３）いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の

立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。その際、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、些細なできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

また、いじめはおさまったように見えても、周囲が知らない内にその様相を変化させていくことがあるため、生徒の人間関係や心の問題にも注意し、継続的に指導していかなければならない。

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為とそのときの気持ちや背景を結びつけて考える。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 事情の聞き取りは生徒が最も安心して話せる職員が望ましい。
- ・ いじめられた生徒から状況を聞けない場合は、信頼できる生徒から慎重に話を聞くことも検討したい。

（４） いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の成長過程、家庭・学校などその生徒を取巻く環境を多方面から考察し、生徒の気持ちを可能な限り理解できるようにする。そのことが適切ないじめ問題への対応の示唆となり、日常的な未然防止の取組にもつながる。

① いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が希薄となり、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、対人関係を円滑に進める事が苦手となり、社会性や協調性が育ちにくい。（一地域社会—）
- ・ 保護者との心のふれあいの時間の減少や基本的な生活習慣などが十分に確立されない、保護者の過干渉・過保護による欲求不満耐性の習得が不十分などにより、他人を思いやる気持ちや周囲との協調性、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（一家庭—）
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする生活全般や学習・クラブ活動・友人関係などに対して、満足感や達成感を十分に経験できない。（一学校—）

生徒は小中学校等の生活体験から「いじめは解決することなんか絶対にできない」「解決が不十分だとよくいにエスカレートすることがある」「親や先生に相談しても無駄だ」「一度解決してもしばらくするとまた起きる」などと感じることもあり、そのため自分からいじめを訴えることをせず、学校・教師に対する不信感と諦めなど無力感に陥ってしまうことすらある。

② いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、人間関係の「ゆがみ」の中から起き、一時的なものでなくものでなく繰り返して継続されることが多い。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、自分の居場所を失い、絶望感や無力感に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜在的に存在するため、一見逃げられそうだが、集団のもつ閉鎖性から逃げられない状況になる。つまり、いじめは「いじめる側といじめられる側」という二極的な関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として煽ったり面白がったりする存在や、自分だけはいじめられないように、その周辺でいじめる側に暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成立する多面性をもつ。

いじめの多くが、同じクラスやクラブの生徒同士で発生することを考えると、学校は、それらの集団にい

じめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるようなHR経営等の集団づくりを行うことが大切である。HR等の集団全体に対して「いじめはどのような理由があっても絶対に許されるものではない」という教師の真剣な姿勢を、その時々状況に応じて生徒に語りたい。

③ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、i) 保護者・友人との関係・競争社会などで生ずる過度のストレスを集団内の弱者への攻撃によって解消しようとする、ii) 集団内で自分にとって異質だと思われる者への嫌悪感情や排除意識、iii) ねたみや嫉妬感情・劣等感、iv) ゲーム感覚やふざけ意識、v) いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

(5) いじめの解消

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ いじめ防止等のための取組

1 「いじめ防止対策委員会」の位置づけ

(1) 委員会の構成員

教頭 生徒指導主任 生徒相談（コーディネーター・養護教諭）各学年主任

（なお、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、警察官経験者、PTA 評議員などの外部専門家の協力を得る）

(2) 委員会の役割

① 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・ 学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・ 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する分析を行う。
- ・ 学校生活等のアンケートを年2回程度実施し、取組の改善を図る。

② 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・ 学校の基本方針をPTA行事（PTA総会・学年PTA・地区PTA・クラスPTAなど）の機会を利用し家庭や地域へ発信する。
- ・ 取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

③ いじめの早期発見、早期対応及び対応の留意点

- ・ 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて関係機関を招集し対応を検討する。
- ・ 早期発見の情報を集約し、関係機関と迅速に対応を検討する。
- ・ いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

- ・ 被害生徒の安心、安全を最優先して対応方針を速やかに決定する。
- ・ 可能な限り早く職員会議等でいじめの現状や指導経過を確認し、必要場合には心の支援課にも報告する。
- ・ 直接指導する職員の人選は、状況を判断し総合的に行う。
- ・ 対外的な説明などの必要性が生じた時は、対応窓口を学校長に一本化し、生徒・保護者との意思疎通を丁寧に行い、無用な混乱を回避する。

④ 教職員の意識啓発

- ・ 学校の基本方針は、年度当初の職員会を通じて、全職員に共通理解を図る。
- ・ いじめ問題に対する研修会を企画する。
- ・ いじめ問題に関する校外の研修会などで得た情報について、職員会・学年会などを通じて報告する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組、年間計画

① いじめの未然防止の取組

i) いじめの起きにくい学校、HRの体制づくり

いじめ対策のために特別なことをするのではなく、日々の授業や清掃・HR活動・学校行事などをさらに改善する中で、いじめが起きにくい環境づくりがいじめの未然防止につながる。

(ア) 授業中の生徒指導の充実

- ・ 「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業を行い、生徒が主体的にかかわり、周囲にあまり気遣いをせず、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・ グループ学習など学習形態を必要に応じて工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いに議論をする中で協力して答えを導き出す達成感を体験させる。
- ・ わかる授業を展開するとともに、一人ひとりが活躍できる場面づくりを進める。

(イ) 道徳・人権学習

- ・ 5月 全校生徒対象にLHR・全校集会等で人権学習・講演会を実施する。
いじめ・暴力などの関する新聞記事などを中心とした人権に関する資料を読み、日々の生活に関連させて感想をまとめさせる。
- ・ 11月 全校を対象に人権学習をLHRで実施する。
特に2学年では、修学旅行の事前学習として位置づけ、「平和」「命の尊さ」「戦争の悲惨さ」などについての内容を重視する。
- ・ 12月 啓発期間として人権学習の啓発活動をLHRなどで実施する。
- ・ 適時 学校長が全校生徒に「命の尊さ」についての講話を行う。

(ウ) HR活動

- ・ HR内の生徒間のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重し、自分の思いや考えを伝えるためのコミュニケーション能力を高める。
- ・ クラスマッチ・文化祭におけるHR単位の行事など、生徒が自主的に行う活動によりHRでの協力の大切さを確認し、達成感を共有できるような活動をする。
- ・ 日常的なHR活動の中で、問題を解決するためのルールを生徒自身が考え、決められたルールについては、自らもこれに従う態度を身につけることが大切であることを自覚させる。
- ・ 全員が協力して行わなければならない清掃等の活動を大切に考えさせる。

(エ) 行事

- ・ マラソン大会・クラスマッチ・文化祭などに参加することで、クラス・生徒会活動など他者との交流を通じて、自己肯定感や達成感、充実感が得られるよう配慮し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・ 2学年は、事前学習なども含めた修学旅行を通じて、集団における円滑な人間関係の確立をさらに進める。

- ・ 学校行事が、異学年交流や学校間交流、地域と連携した活動を通じて、相互に相手の人格を理解し、多様な価値観を認め合いながら、他者を尊重する機会となるようにしたい。

ii) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知徹底

- ・ 年度当初の入学式・始業式・学年集会などで、「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考えや取組等について生徒への周知を徹底する。
- ・ P T A総会や学年P T A・地区P T A等の機会を活用して、保護者へのいじめについての取組や早期発見について理解を求める。
- ・ HRでの人権教育などの機会や授業参観や学年P T A・クラスP T Aを開催し、保護者とともに、いじめ問題への対応について学校と家庭の協力体制について意見を交換し意識を高める。
- ・ 生徒や保護者向けの学年通信・HR通信などを通じて、学校の方針を周知徹底させていく。

iii) 生徒の主体的活動の活用

- ・ 生徒による自他の人権を守り大切にしようとする活動や、自尊感情を高めコミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・ 文化祭やクラスマッチなどの生徒会行事へ主体的に参加し、より良い学校生活を過ごすために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げる喜びを経験できるよう支援する。
- ・ 生徒が自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるよう、生徒会役員などを中心に自発的・自治的活動や生徒会行事の立案ができるように促す。

iv) 職員の資質の向上

- ・ 職員会（4月）において、本校のいじめ防止対策マニュアルを用いて、いじめの未然防止・早期発見・情報の共有などについての研修会を行い、いじめに対して、教師間で緊密な連携を図り、学校全体としていじめの解決にあたるのが大切であるという共通認識を深める。
- ・ 欠課・遅刻・早退などの学校生活の規律を職員会・学年会などで確認し、生徒の思いや考えを理解するよう心がけ、安心して学習できるHR経営を行う。
- ・ 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・ 「他の学年」「他のクラス」「他のクラブ」というような意識ではなく、学年・クラスなどの枠を越えて情報交換を密にし、生徒の状態や指導方針について教員間の共通理解を深める。

② いじめの早期発見の取組

i) 日常活動を通じた早期発見

- ・ 教師が面談などを通じて生徒と話す時間を確保し、生徒の表情や様子を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 「学級日誌」を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、HR通信や学年通信などにより、クラスや学年の状況を発信し、生徒の向こう側にいる保護者との対話にも配慮する。
- ・ 三者懇談会・地区P T A・クラスP T Aなどの機会を利用し、生徒の家庭での様子・学校以外の友人関係などについて情報を把握する。

ii) 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように、教育相談係の役割について生徒や保護者に周知徹底する。その際、生徒相談室など生徒が相談しやすい場所を確保する。また、保護者からの相談についても、HR担任だけでなく相談しやすいように、どの教師でも担当することができるよう体制を整える。
- ・ 教育相談係は、職員会などを通じて、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・ 年間行事計画のなかに相談月間（5月・12月）を設け、HR担任は朝や放課後を利用しクラス全員の生徒と面接する。また、必要があれば各学年の教育相談係と連絡を図る。
- ・ いじめの可能性を発見し又は情報を得た教師が一人で問題を抱え込むことのないように、いじめ防止対策委員会」と情報を共有し、適切な対応ができるように「報告・連絡・相談」の体制を確立する。

- ・ 対外的な説明が必要な場合、対応窓口は学校長に一本化し、生徒・保護者との意思疎通が十分に行われるように配慮する。

iii) 不安悩みアンケート調査の活用

- ・ 原則年に2度「不安悩みアンケート」を全校生徒に実施し、いじめだけでなく日頃の生活の中での悩みなどについて、職員間で心配な生徒の情報を共有し、またHR担任や教育相談係が心配な生徒との相談の機会を設けるなどして迅速な対応を心がける。
- ・ 家庭に対して三者懇談会やクラスPTAなどを通じて、「不安悩みアンケート」を活用して、保護者と協力していじめの早期発見に心がける。
- ・ 不安悩みアンケートによる状況の確認は、学年会・教育相談・生活指導などの担当の所で議題として取り上げ、今後の指導についての資料として活用する。

③ 学校の取組に対する評価

- ・ 年2回実施する「不安悩みアンケート」により、生徒や保護者の意識を把握する。
- ・ 過去のいじめの事例について検証し、いじめ未然防止・早期発見などの取組について再確認する。
- ・ いじめ防止の取組については、PTA・学校評議員会などで説明し、その評価・意見を聞き参考にする。

(2) いじめが起きたときの対応

① いじめ対応マニュアルの充実の視点

- ・ 「いじめ防止対策委員会」が組織的な対応の中心となるようにマニュアルの充実を図る。
- ・ 支援・指導の方向性に温度差が生じないために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- ・ 具体的な対応をするために、「誰が、何を、どのように、いつまでに」等を各事案に応じてマニュアルをもとに再確認する。
- ・ 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きたクラス・クラブなどへの指導」などの段階の支援・指導の留意点を明確にする。
- ・ 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

② 支援・指導のポイント

i) いじめの発見・通報を受けた際の対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず管理職・教育相談・生活指導などの係に相談する。速やかに「いじめの防止対策委員会」を開き、対応方針について検討する。速やかに「いじめの防止対策委員会」を開き、対応方針について検討する。全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ防止対策委員会」が決定し、その責任をもつ。

- ・ 関係職員を含む「いじめ防止対策委員会」の職員が分担して、速やかに生徒から事実と生徒の気持ちを丁寧聴取し、正確に記録する。また、聴取をする職員の人選は状況を総合的に判断し、慎重に行う。
- ・ 事実関係が確認でき次第、迅速に保護者へ事実関係を伝え、連携して必要な支援、指導を行う。
- ・ 聴取により記録された事実に基づいて、いじめ対策防止委員会が迅速に職員会で状況を報告し、留意点について説明を行う。その際、情報の管理についても確認する。

ii) いじめられた生徒と保護者への支援

- ・ 被害生徒及び保護者に対して、そのつらい気持ちに寄り添うように心がける。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 一時的に保健室等の別室での学習なども状況に応じて検討する。
- ・ 保護者から警察や弁護士を入れたいという希望があれば、協力をする。
- ・ いじめられた生徒の保護者からの事実関係の問い合わせや確認については、予断を排し、事実確認できたことを正確に伝える。
- ・ いじめられている生徒への仕返しを心配する気持ちや生徒本人のプライドを守りたいという保護者の気持ちを十分に理解する。

- ・ いじめられている生徒から、「周囲にどうしてほしいか」「心配していることは何か」などの気持ちを丁寧に聞き取る。

iii) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全に止めさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ いじめられている生徒の心の痛みを気づかせるとともに、いじめた行為を自覚し、生徒自身が反省できるように指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心から理解し納得できる指導を行う。
- ・ いじめている生徒にも、ストレスや不安を抱えている場合があるので、その思いにも配慮する必要がある。
- ・ いじめた生徒の保護者に対しても状況を丁寧に話し、いじめに対する学校の姿勢や「いじめとはどのようなものであるか」について十分な理解を求める。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

iv) いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題として捉えさせ、恐れずに誰かに伝える勇気を持てるように指導する。
- ・ はやし立てたてるなどして同調したり、あるいは見て見ぬふりをしたりすることは、その行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。
- ・ 「本来、生徒集団とは、民主的で公平なものでなければならないこと」を、日頃のHR活動などを通じて生徒に伝えていく。
- ・ クラス・クラブ等全体に、「いじめとは何か」について、教師が具体的に話し、「いじめは理由の如何を問わず絶対に許されない」ことを真剣に伝えなければならない。

(3) 関係機関と連携した取組関係機関と連携した取組

- ・ いじめの問題は、様々な要因が絡まり合って生じているため、学校だけで対応すべきものではなく、家庭や地域社会はもちろんのこと、福祉機関・保健機関・相談関係機関等様々な関係機関と相互連携し、支援すべき子どもに対する共通認識の下できめ細かな対応が必要となる。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などにより、学校における相談機能を充実するとともに、学校・地域・専門の機関なども生徒の悩みを積極的に受け止めるような態勢を整備する。
- ・ いじめ問題の解決のために、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて、警察などの地域の関係機関と連携しなければならない。
- ・ 学校におけるいじめに対する対処法や指導方針を示し、保護者や地域住民の理解を得るためにPTA総会・PTA評議員会や地域の関係団体とも連携し、必要に応じて連絡を持たなければならない。

(4) 学校として特に配慮が必要な生徒について

以下に掲げる生徒については、学校として特に配慮が必要な生徒として、日常的に、該当生徒の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者と連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。いじめ同様に学校職員で情報を共有し、全職員が同一歩調で指導にあたっていく。

- ① 発達障害を含む障がいがある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒
- ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

なお、①については、障害者差別解消法（H28 年 4 月施行）に従い、障がいのある生徒の権利や意志を尊重しながら、具体的にどのような合理的配慮が必要かつ実現可能であるか、本人、保護者と対話をしながら決定し、実施していく。

（５） ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネット等を介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても啓発をする。
- ・１学年においては、年度当初に「情報端末器」の使用上の注意やその危険性について、警察など関係団体に依頼し講演会を実施する。また、必要に応じて２・３学年でも講演会を計画する。
- ・生徒間の情報に注意し、外部機関の協力を得ながらネット上の誹謗・中傷の早期発見に心がける。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除の措置を講ずる等適切に対処する。
- ・不適切な書き込み等は判明しだい迅速に職員会などで情報を共有し、そうした軽率な行為についてHRなどで生徒への指導を周知徹底する。
- ・生徒からの被害の申出や書き込みの情報等は、職員が敏感に反応し対処するよう体制づくりに心がける。

□ ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- ・特定の生徒になりすましてインターネット上で誹謗・中傷などを行う。
- ・グループ内で特定の生徒に対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

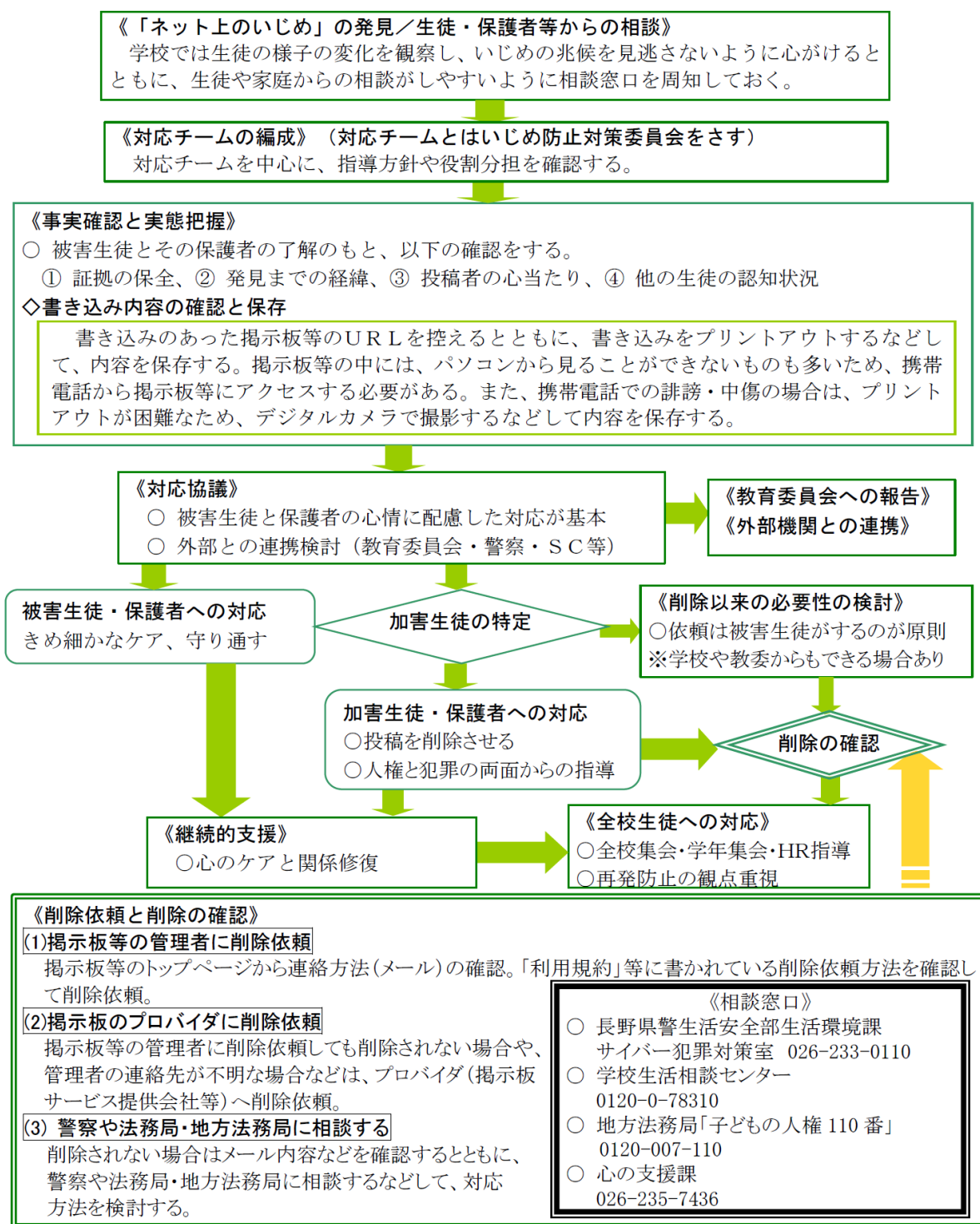
《ネットいじめの特徴》

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みができるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

その他、ロコミやオンライン上でのチャット・ツイッターで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあり、「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスの出現などにより、新たな形態のいじめを生み出す温床となることが考えられる。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



Ⅲ 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

1 重大事態とは

- ・ いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ・ いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
- ・ 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば生徒が身体に重大な障害を負った場合、金品等重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

※ 不登校重大事案の定義は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。ただし、国の基本方針においては「児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。

2 対応の具体

（１） 報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合あるいは、重大事態が疑われる場合、速やかに長野県教育委員会へ報告する。

（２） 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応（新しい情報の確認と共有）について教職員の共通理解を徹底する。
- ・ 速やかに「いじめ防止対策委員会」を中核として、対応方針会議を開き、支援・対応チームを立ち上げる。
- ・ 原則HR担任が関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 必要があれば、関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

（３） 調査委員会

学校又は学校の設置者（公立学校の場合は教育委員会）が速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処および同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。

（ア） 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「いじめ防止対策委員会」として、事態の性質に応じて、事態の性質に応じてスクールカウンセラー・ソーシャルワーカー・弁護士など専門家を加える。

- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図る。

(４) 調査の実施

まず、「事実関係を明確にする」必要がある。重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、教職員は、資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者と相談して決定する。学校が主体となる場合、学校のいじめ対策防止委員会に第三者を加える場合と、学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合が考えられる。また、調査結果を重視し、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒の心身に十分に配慮しながら、できるだけ日時・場所など十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する聴き取り調査も必要に応じて行うことなどが必要である。

この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査方法が必要である。例えば、質問票の使用により、個別の事案が明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮するなど、細やかな注意が必要である。

- ・ 調査による事実関係を確認するとともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を丁寧に聴き取り、いじめられ生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(５) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめの要因として疑われる背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考に実施する。

- ・ 背景調査に当たり、遺族がいじめの背景調査について特別な感情を持つことを認識し、調査の実施に当たり意見・要望を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した生徒がおかれていた状況として、いじめられていた疑いがあることを踏まえ、学校は、必要に応じて遺族に対して誠実に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取りなどを含む詳しい調査方針について説明する。
- ・ 詳しい調査を実施するに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・調査を行う組織・調査の時期やその期間・入手した資料の取り扱い・調査結果の公表に関する基本方針などについて、できる限り遺族と合

意する必要がある。

- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約の中で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定な資料や情報にのみ依拠することなく総合的な分析評価を行うように努める。

（６） 調査結果の提供及び報告

（ア） いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適切な方法で説明する。

なお、この情報提供にあたっては次の点に配慮する。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせる。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護および関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 調査内容は、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

（イ） 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

（７） その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合がある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に教職員全員が努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。